

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛別町長 矢部 福二郎

市町村名 (市町村コード)	愛別町 (456)	
地域名 (地域内農業集落名)	愛山地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月30日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・国営事業による水田の大区画整備が令和9年度で完了する予定であり、農地の集約化も進んでいる。
 ・2戸の農業法人を中心に個人経営体においても農地が集約されており、法人・個人ともに後継者が確保されていることで経営継承が比較的進んでいることから、遊休農地は発生していない。
 ・もち米を中心に水稲が作付けされており、主食用米の他に実需者の要望に応じた飼料用米やWCS稲の作付けがされている。また、水田の転作作物としてそばの作付けがされているが、条件不利圃場では収穫量の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要な作物に位置付け、農作業の省力化や効率化を図るため、直播栽培や効率的な施肥・農薬処理の実践、GPS機器やドローンを活用した作業を実践する。
 ・水田におけるそばの作付け圃場では水稲とのブロックローテーション体系を確立し、水稲作付けを予定しない圃場では、水田の畑地化を検討し、畑作物の生産性が向上するよう土質や透排水性の改善に向けた取組を進めていく。
 ・農業法人(株)愛では、町内で生産されたそばの収穫や乾燥・調整作業を受託するとともに、自家生産されたそばの直売施設やインターネットでの販売を拡大することで所得の向上を図る。
 ・畜産農家の需要に応じて飼料用米やWCS稲の作付けを進めるとともに、農業法人(合)Aの一が収穫作業を受託しSGSやWCSとして製品化を進め町内外の畜産農家や卸業者への販路を拡大していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	287 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

愛山地区内の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し付けを基本に、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。その際は農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和9年度までに国営事業の基盤整備により平均2.2ha程度に水田の大区画化と透排水性の改善に向けた整備を終了する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営継承による担い手を確保していくため、町、農業委員会、JA、農業改良普及センター、土地改良区等の関係機関が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業は(合)アグリスカイサポート、SGSの製品化及びWCSの収穫・製品化は(合)Aの一、そばの収穫・乾燥調製は(株)愛への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能直接支払制度の組織である「愛山地区保全の会」の活動による侵入防護柵の設置や、有害鳥獣対策連絡協議会による有害捕獲活動や被害防除活動により農作物の鳥獣被害防止対策を図る。
- ②化学肥料の低減に向けた取組みとして、土壌・生育診断の実施による適正な施肥管理、低成分肥料の利用促進、堆肥の施用等を推進する。また、圃場由来の温室効果ガス発生量の削減に向けて、水稻収穫後の秋耕に取り組む。
- ③GPSを活用した自動操舵技術や直進アシスト機能を搭載した機械の導入、ドローンを活用した作業などを進める。
- ④畑作物の作付けが固定化している水田については、畑地化支援事業による畑地化を進める。